

7月 は 差別をなくす 強調月間です

【7月1日～31日】

【人権センター】

すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く「豊かな人権文化の創造」をめざしましょう。

誰もがいきいきと毎日を暮らしていくためには、一人ひとりが、お互いの人権を思いやることが大切です。そして身近なことから意識を持って、自分のできることからはじめられれば、誰もが大切にされる優しい、ぬくもりのある社会に近づいていくのではないのでしょうか。

市内小・中学生

人権啓発ポスター・標語展

市内の小・中学生による、人権啓発ポスター及び標語作品の展示を行います。

◇期間 7月22日(月)～8月15日(木)
(土・日曜日と祝日は除く)

☆8月2日(金)は作品の入れ替えを行います。

◇時間 8時30分～17時15分

◇場所 市役所 1階ロビー



▲人権啓発ポスター
櫛本小学校6年生 貴田瑞稀さんの作品



人権相談

定例人権相談

- ◇日時 7月8日(月) 10時～15時
- ◇場所 市役所1階 122相談室

特設電話人権相談

- ◇日時 7月11日(木)・12日(金) 10時～14時
- ◇場所 市役所5階 522会議室
- ◇電話 ☎63-1001 (内線522)

一人で悩まず
相談して
みませんか?



- ◆問い合わせ
人権センター(☎65-0130/FAX65-3872)へ